

令和5年第2回

# 君津市農業委員会議事録

令和5年2月6日（月）

## 令和5年第2回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年2月6日（月）午後2時00分から午後2時47分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 1号及び第 4号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 3号及び議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について  
から議案第12号

日程第6 議案第13号から議案第18号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第7 議案第19号 令和4年度第9次農用地利用集積計画について

日程第8 議案第20号 令和4年度農用地利用配分計画案（令和5年2月）について

日程第9 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

### 出席委員（13名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次

1 2 番 江 澤 康 雄

1 3 番 鈴 木 清

1 4 番 粕 谷 定 嗣

欠席委員（1名）

1 番 鈴 木 郁 夫

出席した職員

事務局長	永 田	聡
事務局次長	永 鳶	一 環
主任主事	江 澤	俊 太
会計年度任用職員	白 石	勇 一
上総事務所長	川 名	勲 裕
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉	康

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。今日も御苦労さまでございます。

今日は、この後、認定農業者協議会、これの総会が開かれるという予定になっております。もちろん、農業委員の中にはたくさんいるわけで、会長のほうから特に今日はせっかくここにおいでになっていますので、たくさんの方に御参加いただきたいという要請もありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、早速総会に入りますので、よろしくお願ひします。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、1月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

2月1日にきみつ農業いきいき交流会 2023 がかずさアカデミアホールで開催され、14名の委員と事務局職員2名が出席をいたしました。

以上でございます。

---

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第2回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

12番、江澤康雄委員、13番、鈴木清委員の2名にお願いします。

---

◎議案第 2 号

議 長 日程第 3、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第 2 号について御説明いたします。

議案書の 2 ページを御覧ください。

貞元地先の畑 1 筆、877 平方メートルを長屋住宅へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第 2 種農地相当となります。申請人は、本件農地を耕作することができず、小作人等もないことから、農地として維持管理が困難であるということで、事業を計画いたしました。埋立てはせず、整地のみを実施いたします。

用水は公共水道を利用します。雨水は計画敷地内に浸透アスファルト舗装を施工し、計画地内で処理できない雨水は前面道路に排水側溝を設置し、接続します。排水及び汚水は合併浄化槽を設置し、前面道路に設置した排水側溝に接続いたします。工事中の防災計画として事前に地質調査等を実施し、仮設の土留めを設置して土砂の流出を防ぎ、防砂ネットを計画地周辺に設置します。また、警備員を配置、事故を防ぎます。

完成時には、周囲にコンクリートブロック土留めを施工し、上部にネットフェンスを施工します。

周囲農地の用排水施設については、今回の工事で機能に支障を及ぼす工事はせず、日照及び通風についても耕作に影響を及ぼさないように建築いたします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第 2 号について、2 番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2 番、鮎川です。

議案 2 号について説明します。

申請内容については、今事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊 2 ページを御覧ください。

地図の上部にある交差点が味楽園さだもと店の脇の交差点になります。JA の表記が農協施設になります。交差点を貞元橋方向に進み、次の交差点を左折して 500 メートルほど行っ

た公会堂を右折したところが申請地となります。

1月31日に申請人の代理人と現地確認を行いました。議案第2号は、申請人が使用していない自分の家の近くの土地で、アパートを建築する予定ですが、その際に一部畑の部分を長屋住宅用地へ転用する申請となります。現在、草刈り等はきれいにされており、管理された状態でした。全体の面積は1,600平米近くになりますが、そのうちの877平米が畑の部分で、それ以外は既に宅地となっております。

隣接する農地への配慮もすることになっており、また近隣の住民との話し合いも進んでいるようですので、特に問題ないと思われまます。御審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

#### ◎議案第1号及び第4号

議 長 日程第4、議案第1号及び第4号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、議案第1号及び第4号について、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 議案第1号について説明をさせていただきます。

西猪原地先の田2筆、面積1,451平方メートルに営農型の太陽光発電設備のため、区分地上権を設定するものでございます。

区分地上権設定期間につきましては、次に説明をさせていただきます議案第4号の一時転用の許可期間と同じ3年間となります。

許可基準となる賃借人等権利者からの同意につきましては、同意が得られていることを確認をしています。

第1号については以上で終わります。

永畷次長 続きまして、第4号議案について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

西猪原地先の田2筆、面積1,451平方メートルのうち、0.41平方メートルを地上権設定により営農型太陽光発電施設へ一時転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は、農作物の販売収入だけでなく、太陽光発電事業による安定した売電収益が得られ、農業経営基盤の安定と環境に優しいクリーンエネルギーの供給の両立を図ります。

譲受人は、営農型太陽光発電施設を設置する計画で、埋立て等を行わず、整地のみでパネルを191枚設置する計画です。

生活排水等はありません。雨水は敷地内自然浸透となります。

施工中は、火気使用器具、電気設備使用器具等の管理を徹底します。また、近隣への粉じん防止や前面道路を工事車両が占有する際は誘導員を現地に置くなど、事故防止に努めます。隣接する農地とは距離を取り、設置位置及び角度を調整して配慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号及び第4号について、私からの報告となります。

詳細はただいまお話がございました。

まず、現地につきましては、別冊の1ページを御覧いただきたいと思います。

君津から鴨川に向かう道路が、これちょうど縦方向、南北にありますけれども、この右に自性院というお寺がございますが、その近くに信号がございます。それを君津方面から行きまして信号を右折しまして300メートルぐらいですかね、入りましてちょっと右に、100メートルほど右へ入ったところです。

この土地につきましては、昨年3条申請にて今回の譲渡人が取得したものでございます。今回、グループ会社で代表者が同一の会社に譲渡し、営農型太陽光発電を設置するというところでございます。

1月28日に現地の確認及び双方の代理人となります方より聞き取りをいたしました。そして、当初の予定どおり、太陽光設備の下の土地につきましてはブルーベリーの栽培を予定どおりこの春に始めるということでございます。

特に問題ないと思われまます。よろしく御審議をしていただきたいと思います。

報告を終わります。

ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手を願います。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

初めに、農地法第3条の規定による区分地上権の設定、議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして、農地法第5条の規定による営農型太陽光発電施設への転用、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

なお、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請の許可日については、議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請の許可日と同日とすることにいたします。

---

#### ◎議案第3号及び第5号ないし第12号

議長 長 日程第5、議案第3号及び議案第5号ないし第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、議案第3号及び議案第5号ないし第12号について、事務局の説明をお願いします。

永瀧次長 議案第3号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

上地先の畑1筆、496平方メートルを所有権移転により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに限り認められるものです。

譲受人は、東京のマンションで生活しており、子供の成長に伴い都心から移住を計画しています。



譲渡人は、高齢で農作業も困難になったことから、農地転用許可を条件に譲渡することになりました。

埋立て等を行わず、整地程度を実施いたします。

上水道は公共水道を利用し、汚水排水は合併浄化槽を設置し、新たに設置する北側排水路に放流します。雨水は宅内浸透処理します。

工事中は安全第一に努め、事故がないよう実施いたします。幹線道路に接する場所であるため、必要により工事期間中は交通警備員の配置等も検討します。

西側から3メートルほど距離を取りまして、建物は平家で建築するので日照・通風への影響はないものと考えます。

議案5号ないし議案第8号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

長谷川地先、小櫃台地先の田3筆、面積2,160平方メートルと畑4筆、面積3,476平方メートル、合計、5,636平方メートルを賃貸借権設定により砂利採取及び残土置場として一時転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。今回の申請は令和7年6月末で事業の継続が許可されていますが、事業の効率化を図るため、当初事業計画者から砂利採取事業を管理する資源事業を子会社へ分割承継するため、新たに申請するものです。

譲受人は、砂利採取及び残土置場用地として事業を継続します。

譲渡人は、継続して事業に協力いたします。

事業廃止時には、整地後、耕作に適した土地を1メートル以上敷き直し、農地を復元します。砂利の洗浄用水は地下水を用いており、洗浄後の水は泥分を凝縮分離して循環して利用しており、場外に排水することはありません。泥分は脱水した後、場内に埋設処理しています。

防災対策として、砂利及び濁水の流出を防止するため、沈砂浸透池、土堰堤等を設置しております。沈砂浸透池は、砂利採取法に基づき設計容量以上の沈砂池を設置しております。施工後は速やかに整地及び植栽緑化します。粉じんの発生を防止するため、適宜散水を実施します。

議案第9号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

久留里市場地先の田2筆、1,182平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第3種農地相当となります。

譲渡人は、現在遠隔地に居住しているため耕作することができず、農地の管理もできず困っていたところ、太陽光発電システムの設計、施工、工事の保守・管理を業務として行い、設置方法メンテナンス等のノウハウのある譲受人に有効活用していただき、自然エネルギーで社会に貢献したいと考えています。太陽光パネル 216 枚を設置する計画です。

埋立て等は実施せず、整地を行います。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。

施設整備時には、周辺農地の作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音、ビニール類などの飛散防止に最善の注意を払います。

周辺の農地の影響につきましては、太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう考慮いたします。土砂が流出しないよう十分配慮いたします。申請地の周辺にフェンスを回し、ごみ等の不法投棄、またパネル等の飛散防止を計画しています。

議案第10号について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

広岡地先の田2筆、面積2,118平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は農業機械がなく、子供は遠方で生活しており、申請地では梅を栽培しておりますが、営農収益はほとんどなく、草刈り等の管理が負担となっております。そこで、農地を利用し、環境面に配慮した有効活用を譲受人に依頼するもので、申請地に太陽光パネル 360 枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用せず、排水は雨水のみで、自然浸透式とします。

施設整備時には、周辺農地の作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音、ビニール類の飛散防止に最善の注意を払います。また、施工中は土砂等を流出しないように注意いたします。

太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう配慮します。また、農業用水への土砂が流出しないよう十分配慮します。

議案第11号について御説明いたします。

藤林地先の田1筆、1,355平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。  
申請地は都市計画区域外で、農地区分は第3種農地相当となります。

譲渡人は遠隔地に居住するため、管理ができる隣接者所有者でもある親戚に数年来土地の耕作や管理等を相談してきました。このままでは農地が荒れてしまうので、環境面に配慮した有効活用を依頼するものです。

譲受人は太陽光発電システムの設計、工事、施工、保守管理を業務として行い、設置方法、メンテナンス等のノウハウや経験があり、自然再生エネルギーで社会貢献したいと考えております。パネルを180枚設置する計画です。

埋立て等は実施せず、整地を行います。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。

施設整備時には、周辺の農地の作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音、ビニール類などの飛散防止に最善の注意を払います。

周辺農地の影響につきましては、太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照で営農阻害しないよう配慮します。土砂が流出しないよう十分配慮します。申請地の周辺にフェンスを回し、ごみ等不法投棄、またパネル等の飛散防止を計画しています。

議案第12号について御説明いたします。

笹地先の田1筆、面積1,438平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は相続で取得しましたが、遠隔農地であり、農業機械を所有していません。現在はイノシシ等の獣害により作付をせず、保全管理状態です。荒廃しかねない土地の有効活用として太陽光発電に活用してほしいと譲渡人の要望を受け、譲受人が申請し、太陽光パネル360枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水は使用せず、排水は雨水のみで、自然浸透式とします。

施設整備時には、周辺の農地の作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音、ビニール類の飛散防止に最善の注意を払います。また、工事中には土砂を流出しないよう注意いたします。

太陽光発電施設は高くない構築物にし、周辺農地に通風・日照等で営農阻害しないよう配慮します。また、農業用水への土砂が流出しないよう十分配慮いたします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第3号について、3番、水野委員からお願いいたします。

水野委員 3番、水野です。

議案第3号について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

譲受人から同一人物の委任状が出ていましたので、代理人と1月26日、現地確認と聞き取り調査をいたしました。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

小糸川沿岸土地改良区事務所と書いてある場所から北に行って十字路を左に、そして右に行って70メートルくらいの場所になります。管理はしっかりされていました。

譲受人は子供が生まれて自然の中で育てたいと土地を探していたようです。

譲渡人は離れているところに住んでいて、土地をどうしようかと代理人の方に相談をして今回に至ったようです。

隣接している田んぼを耕作されている方の同意書も出ています。

特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第5号ないし第8号について、10番、田丸委員からお願いいたします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案第5号から8号までは譲受人が同一ですので、まとめて御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

1月27日、譲受人に連絡取りまして話を伺いました。

場所ですが、別冊4ページを御覧ください。

ヤスミ生コンの下の道路は加茂木更津線になります。左側の御腹川を渡り、左側2か所が申請地になります。今回の申請は、譲受人の親会社が事業主体でしたが、事業見直しにより令和4年11月付で砂利採取と残土置場を管理する事業本部を子会社である譲受人への分割承継のためです。譲受人が事業を承継するに当たり、引き続き当該土地を砂利採取及び残土置場用地として使用するための申請になります。

事業内容は特に変更はなく、また譲渡人は4名ですが、一時転用の文書もあり、特に問題ないと思われしますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第9号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案9号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

1月26日、代理人と現地で会いました。場所は別冊5ページにあります。

久留里線と小櫃川の間の2枚の田ですが、荒れ放題でした。遠方に住んでいるため、耕作放棄地のようなふうになっていました。譲受人が太陽光発電のために今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第10号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議案第10号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙6ページを御覧ください。

中央に410号線があります。右下の松丘駅より10キロぐらい上がったところを左に行ったところが現地であります。

27日に譲受人のところに電話をしまして、この案件は昨年7月に出た案件でありまして、そのときに了解を得て、いま一度、今回も何かコロナのため事業自体が遅れていたということでありましたので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第11号ないし第12号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号11番について説明をいたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

別冊位置図7ページをお開きください。

図面中央、上から下に走っている道路は、国道465号線です。そして、図面左中央にJR久留里線上総亀山駅があります。申請地はこの国道を上総亀山駅入口から400メートルほど入ったところに位置しております。

1月25日、代理人と現地において申請内容について確認をいたしました。現地は遊休農地となっていました。譲渡人は遠隔地に居住していることから、親戚に草刈り等の管理を委託してきたとのこと。管理が大変なことから、有効活用を図るため太陽光発電施設に転用するということです。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、議案番号12番について説明をいたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

別冊位置図8ページをお開きください。

図面中央上から下に向かっての道路は、主要地方道千葉鴨川線です。この申請地は、この道路から300メートルほど入ったところに位置しています。

なお、本件は再申請案件であります。譲受人は、以前他の案件の工事が未完成だったため、県の指導により許可保留となった事案です。

1月25日、再申請案件のため、私一人で現地確認を行い、譲受人の代理人と電話で確認を行いました。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

なお、議案第5号ないし第8号につきましては、本日審議予定の議案第13号ないし第16号 農地法第5条の規定による事業計画変更手続についてと関連がございますので、議案第13号ないし議案第16号の審議後に採決したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号ないし第8号については、議案第13号ないし第16号の審議後に採決をいたします。

それでは、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

◎議案第13号ないし第18号

議長 日程第6、議案第13号ないし第18号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第13号ないし議案16号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

議案第5号ないし第8号に係る事業承継の案件で、事業の効率化を図るため、当初事業計画者の会社から砂利採取事業を管轄する資源事業を子会社へ分割承継するため申請するもの

です。

議案第5号ないし議案第8号で御説明したとおり、新たな譲受人が砂利採取事業を承継し、一時転用するとの計画変更の申請でございます。

議案第17号ないし議案第18号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

笹地先の田3筆、面積1,847平方メートルを引き続き市立公園の観光駐車場として使用するための期間延長に係る計画変更です。観光用駐車場として令和5年3月31日まで許可を得ていましたが、令和6年3月31日まで1年間の計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまでも被害報告もなく、面積にも変更がないため、問題ないと思われま

す。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

ただいま議案第13号ないし第16号が採決され、許可相当との意見となりましたので、議案第5号ないし第8号について採決をいたします。

初めに、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

---

◎議案第19号

議長 日程第7、議案第19号 令和4年度第9次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 議案第19号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第9次農用地利用集積計画の策定に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書9ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区13件、38筆、4万9,297平方メートル、小糸地区1件、5筆、5,021平方メートル、清和地区4件、15筆、1万4,580平方メートル、小櫃地区3件、8筆、1万4,546平方メートル、合計21件、66筆、8万3,444平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、今回はございません。

個別案件につきましては、議案書10ページから21ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第19号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第19号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

---

◎議案第20号

議長 日程第8、議案第20号 令和4年度農用地利用配分計画案についてを議題といたします。

なお、議案第20号につきましては、2番、鮎川正幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(2番 鮎川委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 議案第20号について御説明いたします。

このたび、農地中間管理機構から市に対し、農用地利用配分計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和4年度農用地利用配分計画案（令和5年2月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書23ページを御覧ください。

配分計画案の件数及び面積につきましては、君津地区15件、田31筆、4万4,068.35平方メートル、畑1筆、842平方メートル、清和地区1件、田3筆、2,725平方メートル、小櫃地区2件、田4筆、5,318平方メートル、合計18件、田38筆、5万2,111.35平方メートル、畑1筆、842平方メートル、総面積5万2,953.35平方メートルでございます。

なお、台帳面積のうち一部使用できない面積があったため、契約面積としましては、田の合計5万1,611.18平方メートルとなり、契約する総面積は5万2,453.18平方メートルでございます。

個別の案件につきましては、議案書24ページから26ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用配分計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第20号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

2番、鮎川委員の入室を認めます。

(2番 鮎川委員 入室)

---

◎報告第1号ないし第11号

議 長 日程第9、報告第1号ないし第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第6号ないし第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第11号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第11号を終わります。

---

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和5年第2回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和5年第3回農業委員会総会は、令和5年3月3日金曜日に市役所6階災害対策室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時47分)